

神戸市心身障害者扶養共済制度について あらためてご確認いただきたい点（令和4年8月）

本制度加入手続き時にご確認いただいておりますが、重要な事項ですので、あらためてご案内いたします。

【加入者の方へ】

（毎月の掛金を納付している方・掛金の納付が終了している方）

《加入者及び障害のある方の現況確認のご協力をお願いします》

平成29年度より、年に1度、加入者と障害のある方の現況を確認しております。8月～9月（予定）に現況届書を送付しますので、ご住所などの現況をご記入の上、提出してください。

《こんなときはお住まいの区役所に速やかに届け出てください》

- ・加入者が死亡または重度障害となったとき。
- ・障害のある方が加入者より先に死亡したとき。
- ・年金管理者が死亡したまたは年金管理者を変更するとき。
- ・住所を変更したとき（加入者および障害のある方、年金管理者すべて対象になります）。また、加入者が神戸市から転出する際は、神戸市心身障害者扶養共済制度からの転出手続きが必要になります。
- ・氏名を変更したとき（加入者および障害のある方、年金管理者すべて対象になります）。
- ・本制度から脱退するとき。
申請日より遡って脱退することはできません。脱退される月の掛金まで納付してください。



《ご注意ください》

○掛金の納付について

- ・当月分の掛金の納付期限（毎月20日）は、各納付書に記載しております。必ず、期限までに納付してください。掛金を滞納している場合、加入者あるいは障害のある方がお亡くなりになられた際、年金給付金や弔慰金が支払われないことがあります。また、掛金を6月滞納すると、加入者としての地位を自動的に失います。そうすると、既に納付した掛金は返還されず、年金給付金など支払われなくなる場合があります。
- ・生活保護を受給している方、市民税が非課税の方などを対象に、掛金の免除・減免制度があります。（掛金の減免の適用は1口目のみで、2口目には適用されません。）

○年金給付金の請求について

- ・年金給付金の請求は、できるだけ速やかに行ってください。加入者がお亡くなりになられた後、3年を超えて請求した場合、年金給付金が支払われないことがあります。
- ・加入者がお亡くなりになられた後に、年金請求の手続きが遅延しているケースがあります。本制度は、加入者がお亡くなりになった場合などに、障害のある方に年金をお支払いする制度ですので、あらかじめ障害のある方・年金管理者・その他ご家族などに、制度加入していることや、どのようなときに手続きが必要なのかをお知らせしておいてください。

《年間スケジュール》

- 4 月 : 当該年度分の掛金納付書を送付します。
5月～6月 : 減免該当者の方は掛金の減免申請をしてください。
8月～9月 : 『加入者及び保険対象障害者現況届書』をご提出ください。
11 月 : 掛金払込証明書を送付します。



令和4年1月1日～10月30日に確認できる共済掛金を証明いたします。年末調整など税の申告には、「小規模企業共済等掛金控除」として控除する事が出来ます。

【Q&A】

Q 1. すでに掛金の納付が終了しているが、各種届け出は必要ですか？

A 1. 必要です。本制度は加入者からの届け出に基づいて、各種手続きをすすめてまいります。ご住所等の変更を届け出いただかなければ、変更を把握することができず、万が一の手続きの際に連絡がとれないこともありますので、変更事項は必ずお届けいただきますようお願いいたします。

Q 2. なぜ、現況届を年に1回行うの？

A 2. 本制度は加入者や障害のある方がお亡くなりになられた場合に、年金給付金や弔慰金を支給いたします。万が一お亡くなりになられていた場合などに、年金給付申請漏れのないよう、年に1回、現況を確認させていただきます。

【お手続き・ご相談の窓口】

お住まいの区役所・支所の保健福祉課にてお手続きください。

名称	代表電話番号	名称	代表電話番号
東灘区	841-4131	長田区	579-2311
灘区	843-7001	須磨区	731-4341
中央区	335-7511	北須磨支所	793-1444
兵庫区	511-2111	垂水区	708-5151
北区	593-1111	西区	940-9501
北神	981-5377		

※扶養共済制度の各種手続きは、市民課へ住所変更などの手続き完了後、保健福祉課窓口で行います。

【神戸市福祉局障害福祉課 TEL:3 22-51 33】